

隠岐の島町 お知らせ便

第306号（令和2年4月9日発行）
発行：隠岐の島町総務課広報広聴係

掲載記事一覧

- 【お知らせ】
- 隠岐の島町若年者の町内就職を促進する事業補助金のご案内
 - 役場の組織変更について
 - 高齢者肺炎球菌予防接種費用助成のご案内
 - 脳検診費用助成のご案内
 - 大人の風しん対策のご案内
 - 軽自動車税（種別割）の税率について
- 【お知らせ別冊】
- 令和2年度固定資産税について
 - 「島まつり2020」の開催延期について

● 生活福祉資金貸付制度「緊急小口資金」等の特例貸付について

● FRP廃棄処分輸送費支援事業について

● 宝くじ助成事業で防災資機材を購入しました

● 農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集



お知らせ

隠岐の島町若年者の町内就職を促進する事業補助金のご案内

町では、若年者の町内就職と定住推進を目的として、平成30年度から若年者を雇用した事業主に補助金を交付しています。

《新規採用者の申請は令和2年度が最終年度となります。》

● 対象となる若年者（対象被雇用者）

申請年度の4月1日時点で30歳未満の新規学卒者およびU・Iターン者で、次の雇用条件を満たす方。

※新規学卒者：申請の前年度に学校等を卒業した方

※U・Iターン者：本町に転入の届け出を行った方

〈雇用条件〉

- ・ 町内在住、町内勤務
- ・ 所定労働時間が週30時間以上
- ・ Iターン者については、本町への転入日の前後180日以内に雇用契約を締結した者に限る。

● 交付対象者（事業主）

- ・ 町内の事務所、店舗または工場等を就業場所として事業を営む者

- ・ 対象被雇用者と、令和2年（2020年）3月2日から令和3年（2021年）3月1日までに雇用契約を締結した者
- ・ 対象被雇用者について、本補助金の他に国、県または町から雇用または人件費に関する補助金等の交付を受けない者

- ・ 町及び町雇用対策協議会が実施する各種人材育成研修に参加することができる者
- ・ 町税等の滞納がない者
- ・ 「くらしまねっと」および「ジョイメイトしまね」に登録・加入している者

- ・ 対象被雇用者を雇用した前後6月の間に、他の常用雇用者を解雇（退職勧奨を含む）していない者

● 補助金額

対象被雇用者1名につき、月額5万円を、最長3年度交付します。（ただし、1年度につき、1事業所5名以内）

※詳しくは隠岐の島町ホームページをご覧ください。

◆ 問い合わせ先

役場商工観光課商工労働係

電話 218575

役場の組織変更について

4月1日から役場の組織が次のとおり一部変更になります。

令和元年度		令和2年4月～		
課名	係名	課名	係名	業務内容
農林水産課	農林振興係	農林水産課 (2-8563)	農林水産係	従来通り
	農林水産施設係		農林水産施設係	従来通り
	水産振興係	水産振興室	水産振興係	従来通り
建設課	管理住宅係	建設課 (2-8564)	管理住宅係	都市計画を除き従来通り
	土木係		土木係	従来通り
大規模事業課	事業推進係	都市計画推進室	都市計画推進係	庁舎整備・都市計画など

◆ 問い合わせ先

役場 総務課行政係

電話 212111

高齢者肺炎球菌予防接種費用助成のご案内

保健課では、高齢者肺炎球菌の予防を目的に定期予防接種費用助成を行っています。

【助成対象者】今年度から費用助成は定期接種のみとなります！！

隠岐の島町に住所を有し、

①令和2年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳となる方

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障がい、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいを有する方

※これまで一回でも接種したことのある方は、定期接種費用助成の対象となりません。

※個別通知は行いません。

◎助成金額 一人当たり1回 3,000円

◎助成の対象となる接種期間・場所

■接種日 : 令和2年4月1日～令和3年3月31日

■接種場所: 医療機関(かかりつけ医でご相談ください)

◎申請受付期間

■令和2年4月1日(水)～令和3年4月9日(金)

◎助成手続きの手順

①接種費用を全額医療機関に支払ってください。

②後日、役場保健課・支所窓口で交付申請してください。(必要書類: 印鑑・領収書・診療明細書・振込先金融機関通帳・予診票)

＜令和2年度 定期予防接種 対象者＞

65歳	昭和 30.4.2～昭和 31.4.1 生まれ
70歳	昭和 25.4.2～昭和 26.4.1 生まれ
75歳	昭和 20.4.2～昭和 21.4.1 生まれ
80歳	昭和 15.4.2～昭和 16.4.1 生まれ
85歳	昭和 10.4.2～昭和 11.4.1 生まれ
90歳	昭和 5.4.2～昭和 6.4.1 生まれ
95歳	大正 14.4.2～昭和 1.4.1 生まれ
100歳	大正 9.4.2～大正 10.4.1 生まれ



脳検診費用助成のご案内

保健課では、生活習慣病の予防を推進するために、隠岐病院が行う脳検診に対する費用助成を行っています。

◎令和2年度の受付(予約者が150名になり次第受付を終了します)

受付期間: 5月7日(木)から5月29日(金) 脳検診実施期間: 6月から実施

予約先: 『隠岐病院健診室』 電話: 2-1356

※受付時間: 平日の午後2時から4時まで

◎助成までの流れ

①隠岐病院健診室へ予約



②保健課窓口で証明書発行
印鑑・保険証を持参し、申請書を記入します。



③病院健診室へ
役場発行の「証明書」と個人負担金を持って予約日に受診します。※国保保険者の方は受診券・問診票をご持参ください。

◎助成対象者: ①と②の両方の条件を満たす方

①隠岐の島町に住所を有する40歳以上75歳未満の方(昭和21年4月1日～昭和56年3月31日までに生まれた方) ②平成30年度、令和元年度に脳検診費用助成を受けていない方

◎助成金額等

個人負担: 8,580円 検診当日必要です。

助成金額: 17,200円

(助成金は直接役場から病院に支払われます)



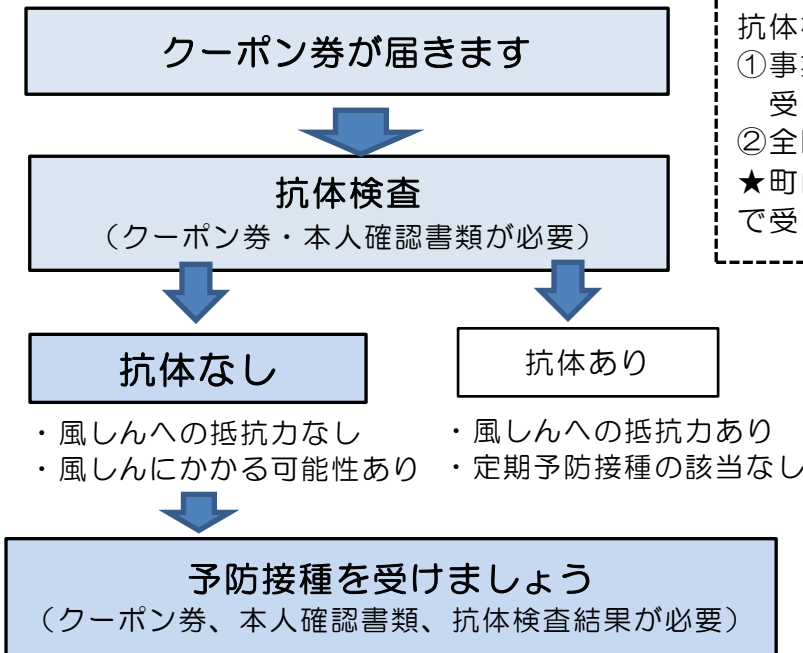
脳検診の項目の中に特定健診の内容が含まれています。特定健診を受診されると、脳検診は受診できませんのでご注意ください。

大人の風しん対策のご案内

2019年4月1日～2022年3月31日までの3年間に限り、下記の年齢の方は風しん抗体検査及び予防接種を公費で受けることができます。

対象は、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性
令和2年度は昭和41年4月2日～昭和47年4月1日に生まれた男性

◎抗体検査・予防接種までの流れ



抗体検査は、

- ① 事業所健診や特定健診の機会に、その場で受けることができます。
- ② 全国の医療機関等で受けることも出来ます。
- ★ 町内では、島根県環境保健公社・各医療機関で受けることができます。

妊婦が感染すると、産まれてくる子どもに障がい（先天性風しん症候群）が生じる可能性があります。妊婦を感染から防ぐため、抗体検査・予防接種を受けましょう！！



お知らせ

～今年度対象でなくても抗体検査は可能です！！

○2019年にお送りしたクーポン券（対象：昭和47年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性）は有効期限が1年延長となり、2021年3月まで使えます。再発行も可能ですので、下記までお問い合わせください。

抗体検査	券種	抗体検査券	1
	請求先	〇〇県〇〇市	123456
予防接種予診のみ	券種	抗体検査券	1
	請求先	〇〇県〇〇市	123456
予防接種	券種	抗体検査券	1
	請求先	〇〇県〇〇市	123456

券種	抗体検査券	1
請求先	〇〇県〇〇市	123456
発券No	0123456789	有効期限2020年03月

有効期限が2020年3月と表示されていても、2021年3月まで使えます。

○2019年・2020年の対象でなくても希望されればクーポン券を発行します。希望される方は下記までお問い合わせください。

◆問い合わせ先 役場 保健課健康係 電話2-8562

軽自動車税（種別割）の税率について

令和2年度の納期限は6月1日（月）です。軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在に軽自動車などの所有者として登録されている方に課税されます。納付には、口座振替が便利です。ぜひ、ご利用ください。令和2年度の軽自動車税（種別割）の税率は次のとおりです。

1. 三輪及び四輪の軽自動車（新車新規登録の時期により、適用される税率が異なります）

車種		令和2年度税率		
		H27.3.31以前新車新規登録		H27.4.1以降 新車新規登録 標準税率※3
		登録後13年未満 旧税率※1	登録後13年経過 重課税率※2	
軽自動車三輪		3,100円	4,600円	3,900円
軽自動車 四輪乗用	自家用	7,200円	12,900円	10,800円
	営業用	5,500円	8,200円	6,900円
軽自動車 四輪貨物	自家用	4,000円	6,000円	5,000円
	営業用	3,000円	4,500円	3,800円

平成27年3月31日以前の新車新規登録（初めて車輛番号の指定を受けたもの）について

○初度検査年月（車検証に記載があります）から13年目までは、旧税率が適用されます。【※1】

○初度検査年月から13年を経過した車輛については、重課税率が適用されます。【※2】

（今年は、平成19年3月以前に初度検査登録された車輛が対象です。）

平成27年4月1日以降に新規登録された車輛には、標準税率が適用されます。【※3】

2. 環境性能の優れた車両のグリーン化特例（軽課税率）について

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）に新規登録をした軽四輪車等のうち、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車輛について、令和2年度の軽自動車税（種別割）を、下表のとおり軽減します。

達成基準 車種		電気・天然ガス	H17年排ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ	
			【乗用】R2年基準+30%達成 【貨物】H27年基準+35%達成	【乗用】R2年基準達成+10%達成 【貨物】H27年基準+15%達成
軽自動車三輪		1,000円	2,000円	3,000円
軽自動車 四輪乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
軽自動車 四輪貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
	営業用	1,000円	1,900円	2,900円

注1：達成基準については車検証の備考欄に記載されています。

注2：グリーン化特例（軽課税率）は初度検査年月の翌年度のみ適用されます。

注3：消費税率引き上げに配慮し、グリーン化特例（軽課税率）の適用される期間が、令和3年3月31日まで延長されました。

3. 原動機付自転車等

車種		令和2年度税率	車種		令和2年度税率
原動機付自転車	～50cc以下	2,000円	二輪の小型自動車	250cc超～	6,000円
	50cc超～90cc以下	2,000円	ミニカー		3,700円
	90cc超～125cc以下	2,400円	小型特殊自動車	農耕作業用(※)	2,000円
軽自動車二輪	125cc超～250cc以下	3,600円		その他	5,900円

【※小型特殊自動車の農耕作業用とは】

乗用型で最高速度35km/h未満の農耕トラクター、コンバイン、農業用薬剤散布車、田植え機などを指し軽自動車税の課税対象となります。たとえ道路を走行しなくてもこれらを所有している方は、軽自動車税の申告手続きをして標識（ナンバープレート）の交付を受ける必要があります。

◆問合わせ先 役場 税務課住民税係 電話2-8574